（外国為替令別表関係）

第十五条　外国為替令（以下「外為令」という。）別表の二の項（一）の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

一　［略］

二　第一条第八号ロ、第十一号、第十七号、第十八号ロからヘまで、第十九号、第二十号、第二十一号イ若しくはロ（一）若しくは（三）、第三十四号若しくは第三十五号のいずれかに該当する貨物を使用するために設計したプログラム又はそのプログラムの設計、製造若しくは使用に係る技術（プログラムを除く。）のうち当該貨物の有する機能若しくは特性に到達し、又はこれらを超えるために必要な技術

三～九　［略］

2　［略］

第十五条の二・十五条の三　［略］

第十六条　外為令別表の四の項（一）の経済産業省令で定める技術は、第三条に該当する貨物の設計、製造又は使用に係る技術のうち、次のいずれかに該当するものであって、当該貨物の有する機能若しくは特性に到達し、又はこれらを超えるために必要な技術とする。

一～十一　［略］

十二　ペイロードを三〇〇キロメートル以上運搬することができるロケット又は無人航空機を使用するために設計したプログラム（無人航空機を使用するために設計したプログラムにあっては、有人航空機を無人航空機として運用するために設計又は改造したものを含む。）であって、二つ以上の貨物（第三条第二号イ又はロに該当するものに限る。）の機能を調整することができるもの（第二号に該当するものを除く。）

2～5　［略］

第十七条　外為令別表の五の項（一）の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

一　［略］

二　第四条第二号若しくは第十二号ハ若しくはニ又は第十四条第一号に該当するものの使用（修理に係るものに限る。）に係る技術（プログラムを除く。）

3～5　［略］

6　外為令別表の五の項（七）の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

一　第四条第二号、第十二号ハ若しくはニ又は第十五号ハ若しくはニに該当するものを設計するためのプログラム

二　［略］

7　［略］

第十八条　［略］

第十九条　［略］

2～4　［略］

5　外為令別表の七の項（五）の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

（外国為替令別表関係）

第十五条　外国為替令（以下「外為令」という。）別表の二の項（一）の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

一　［略］

二　第一条第八号ロ、第十一号、第十七号、第十八号ロ若しくはハ、第十九号、第二十号、第二十一号イ若しくはロ（一）若しくは（三）、第三十四号若しくは第三十五号のいずれかに該当する貨物を使用するために設計したプログラム又はそのプログラムの設計、製造若しくは使用に係る技術（プログラムを除く。）のうち当該貨物の有する機能若しくは特性に到達し、又はこれらを超えるために必要な技術

三～九　［略］

2　［略］

第十五条の二・十五条の三　［略］

第十六条　外為令別表の四の項（一）の経済産業省令で定める技術は、第三条に該当する貨物の設計、製造又は使用に係る技術のうち、次のいずれかに該当するものであって、当該貨物の有する機能若しくは特性に到達し、又はこれらを超えるために必要な技術とする。

一～十一　［略］

十二　ペイロードを三〇〇キロメートル以上運搬することができるロケットを使用するために設計したプログラムであって、二つ以上の貨物（第三条第二号イに該当するものに限る。）の機能を調整することができるもの（第二号に該当するものを除く。）

2～5　［略］

第十七条　外為令別表の五の項（一）の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

一　［略］

二　第四条第二号若しくは第十二号ハ（一）若しくはニ又は第十四条第一号に該当するものの使用（修理に係るものに限る。）に係る技術（プログラムを除く。）

3～5　［略］

6　外為令別表の五の項（七）の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

一　第四条第二号、第十二号ハ（一）若しくはニ又は第十五号ハ若しくはニに該当するものを設計するためのプログラム

二　［略］

7　［略］

第十八条　［略］

第十九条　［略］

2～4　［略］

5　外為令別表の七の項（五）の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。